

# 産業廃棄物処理施設の維持管理計画

## 1. 維持管理計画概要

産業廃棄物処理施設の維持管理は次のとおりとする。

### (1) 囲い等

- ・工場に設置した囲いやフェンス等により、部外者がみだりに当該施設内に立ち入るのを防止する。

### (2) 表示等

- ・立札その他設備は常に見やすい状態にしておくと共に、表示すべき事項に変更が生じた場合は速やかに書き換えその他の措置を講ずる。
- ・立札、表示板等が破損した場合には直ちに補修する。

### (3) 処理能力に見合った処理

規則第十二条の六第一号の規定により

- ・受入る廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受入れる際には計量を実施する。

規則第十二条の六第二号の規定により

- ・施設での廃棄物処理は、当該施設の処理能力を超えないように運転する。

### (4) 飛散および悪臭の発散防止

規則第十二条の六第五号の規定により

- ・施設の周囲に囲い、フェンス等を設置するなど必要な措置を講じ、飛散を防止する。
- ・悪臭については、基本は悪臭のある物は受入れ基準の中で判断し、著しく悪臭のある物は受入処理しない。多少臭いのある物で、トラック等での搬入の場合は、防臭シートで密閉化して搬入する事を原則とする。トラブル時や場内での受入時に臭いが発生した場合は、常備している脱臭剤等に対応する。

### (5) 害虫等の発生防止

規則第十二条の六第六号の規定により

- ・廃棄物の処理施設においては、蚊および蠅等の害虫発生を防止するために、必要に応じ殺虫剤を散布するなどの処置を講ずると共に、施設内の清掃を実施する。

### (6) 騒音・振動の防止

規則第十二条の六第七号の規定により

- ・工場内設備の運転においては、騒音・振動が発生しない措置を講じる。
- 又、定期的に敷地境界線で測定を実施し、環境基準の遵守に努める。

(7) 粉じんの防止

- ・工場内設備の運転においては、粉じんが発生しない措置を講じる。

(8) 排ガスの検査

規則第四条の5第1項第十四号の規定により

- ・セメント焼成炉煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
- ・大気汚染防止法に基づき排ガスの検査を定期的実施する。  
なお、窒素酸化物及び硫黄酸化物については連続測定を行う。

(9) 火災の防止

- ・消火器を必要な場所に設置する。
- ・消火設備は定期的に点検を行い、所定の能力を発揮できるよう整備する。

(10) 定期的な点検、機能検査・記録および保存

規則第十二条の六第四号の規定により

- ・施設の正常な機能を維持するために、定期的な施設点検を実施する。

(11) 記録および保存

規則第十二条の六第九号の規定により

- ・施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。

(12) 異常事態の対応

規則第十二条の六第三号の規定により

- ・当該施設で処理する廃棄物の飛散等、異常事態が発生した場合には、直ちに運転を停止し、生活環境保全上の必要な措置を講ずる。

(13) 事故の対応

- ・管理室のプロセス監視、現場巡回監視等を実施し、事故の発生を未然に防止する。

※) 規則；廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則